

香川労働局発表

平成 30 年 10 月 29 日

担 当	香川労働局労働基準部 監督課 監督課長 小松 良弘 過重労働特別監督監理官 松尾 武司
	【電話】 087-811-8918(直通) 【夜間】 087-811-8926(呼出) H P : https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/

11月16日(金)、過重労働解消キャンペーンで 局長がベストプラクティス企業を職場訪問！

香川労働局（局長 ^{かめざわ} 亀澤 ^{のりこ} 典子）は、11月の「過重労働解消キャンペーン」において、地域において、長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）を自ら訪問し、取組内容の説明を受けるとともに、それを報道機関を通じて広く紹介することで、香川県下の過重労働解消等に向けた気運の醸成を図ることとしました。（「平成 30 年度過重労働解消キャンペーン実施要領（概要）」（別添）の 3 の（4）の実施事項参照）

- 1 日時：平成 30 年 11 月 16 日（金）15 時～（40 分程度）
- 2 対象：株式会社 ビッグ・エス 本社
高松市多肥上町 1210 ケーズデンキ高松本店 3 階
（TEL：087 - 888 - 7733）
- 3 内容：時間外労働の削減に向けた取組事例等の収集と紹介

これは、香川県内で初めての取組です。

- 1 上記の職場訪問は、同行取材が可能です。
（事前に、右上の担当者宛にご連絡をお願いいたします。）

平成 30 年度過重労働解消キャンペーン実施要領（概要）

1 趣旨

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は近年低下傾向にあるものの引き続き高く（全国：平成 29 年は 7.7%）、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、過労死等に係る労災認定件数も高水準で推移（全国：平成 29 年度脳血管・虚血性心疾患の労災認定数は 253 件）している。また、長時間労働の削減のためには労働時間の適正な把握が重要であるが、これがなされていないことによる割増賃金の不払に係る労働基準法違反も依然としてみられるところである。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な措置等を講じることが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、職場の実態をよく知る労使が一体となった取組が行われることが重要である。

このため、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、「過重労働解消キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を設定し、

長時間労働の削減
過重労働による健康障害防止対策の徹底
労働時間の適正な把握の徹底
賃金不払残業の解消

を中心に、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとする。

2 実施期間

平成 30 年 11 月 1 日（木）から 11 月 30 日（金）まで

3 香川労働局及び労働基準監督署で実施する事項

- (1) 管内各署における重点監督等の実施
- (2) 全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を平成30年11月4日（日）に実施
- (3) 使用者団体等への協力要請
香川労働局は、主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合において長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組等が実施されるように、積極的な周知・啓発等についての協力要請を行う。
- (4) 香川労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問
香川労働局長は、過重労働解消に向けた気運の醸成を図るため、報道機関に公開の上で、地域において、長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業を訪問し、

当該企業の長時間労働の削減に向けた取組事例を収集するとともに、広く紹介する。

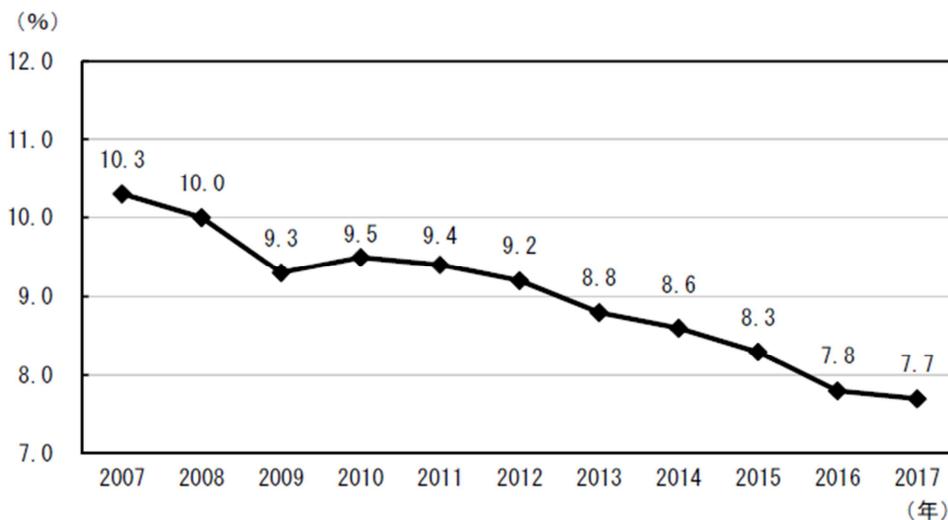
(5) 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、国民一般に対し周知・啓発を行うとともに、集団指導の場等を活用し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組に関する周知・啓発を行う。

(6) パンフレット及びポスターの配布

パンフレット及びポスターを、使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等に対して配布するほか、集団指導、監督指導等の際に使用者等に対して配布する。

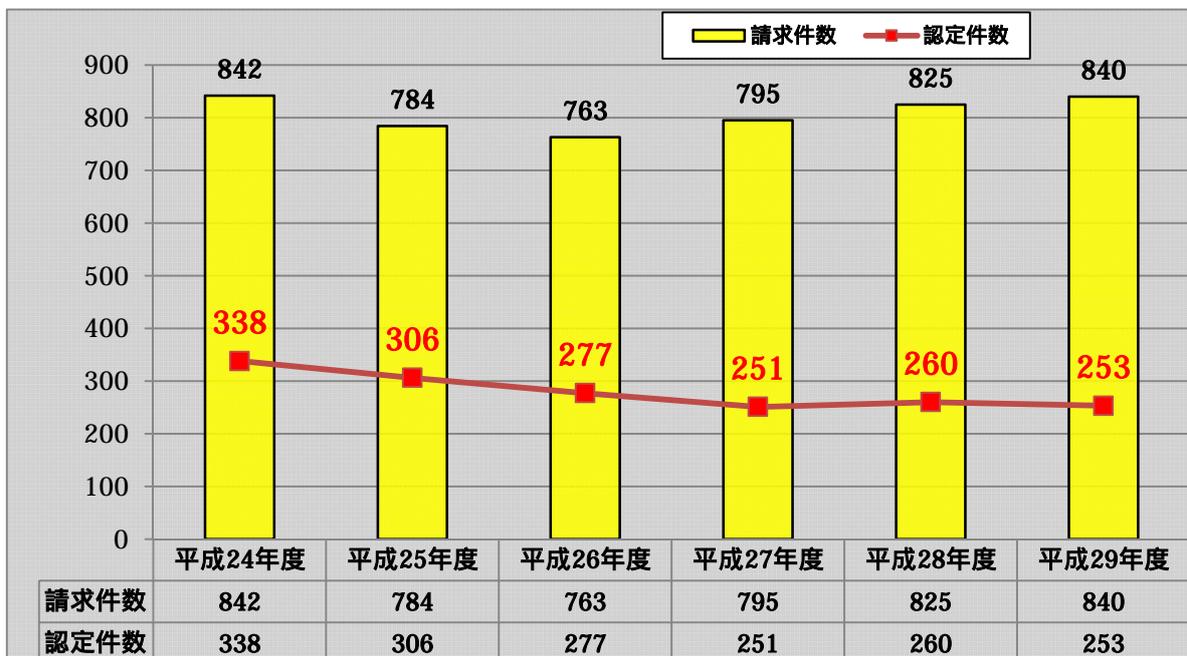
雇用者のうち週間就業時間が60時間以上の従業者の割合の推移



((総務省統計局 労働力調査 (基本集計) 平成29年(2017年)平均 (速報)))

脳血管・虚血性心疾患の労災補償請求・認定数の推移

(全国)



会社概要

商号	株式会社ビッグ・エス
本社所在地	〒761-8076 香川県高松市多肥上町1210番地
創業年月日	1946年(昭和21年)7月7日
資本金	2億5,300万円
代表者	代表取締役社長 岡田 達也
事業内容	1. 一般家庭用電化製品、パソコン、携帯情報機器等の販売 および付帯工事、修理 2. パソコン教室の運営
売上高	524億円
従業員数	1,186名(うち臨時従業員 663名)
店舗数	■ ケースデンキ:40店舗 香川県:11店舗、徳島県:6店舗、愛媛県:9店舗、高知県:4店舗 岡山県:6店舗、広島県:4店舗 ■ 楽 ² (ラクラク)パソコン教室:19店舗 香川県:6店舗、徳島県:6店舗、愛媛県:3店舗、高知県:1店舗 岡山県:3店舗

※ 2018年3月期実績

次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定企業 香川県内第3号 (平成30年6月26日認定決定)

株式会社 ビッグ・エス (高松市)

企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定企業がさらに高い水準の取組を行い、一定の要件を満たした場合には、優良な「子育てサポート企業」として「プラチナくるみん」マークが付与されます。

認定を受けると、認定マークを自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺・ホームページ・求人広告等に使用することができます。



計画期間中の主な取組

◆労働者数 1,272人 (うち女性610人) ◆計画期間 平成27年3月1日から平成30年2月28日

【両立支援に関する取組および制度】

- 所定外労働の免除制度は子が小学校就学始期まで利用できます。
- 育児短時間勤務制度は子が小学校卒業まで利用できます。
- 妊娠してから産休、育休、復職までの流れをわかりやすくするため冊子を作成しました。

【働き方の見直しに資する労働条件整備の取組】

- 勤怠ルールの周知、徹底を図り、計画期間内の平均所定外労働時間を毎年3%以上削減しました。
- 5日以上連続休暇を推奨し、年次有給休暇の取得促進を図っています。
- 業務外の傷病や介護のための積立有給休暇制度を導入しています。

【女性活躍のための取組・女性の継続就業の状況】

- 女性のキャリア形成、管理職育成のためポジティブアクション研修を年1回実施しています。
- 育児休業等を取得した者に対する昇格基準の見直しを実施しました。

【育児休業等取得状況】

- 計画期間中に女性労働者は44名が育児休業を取得し、取得率は95%でした。男性労働者は配偶者が出産した66名のうち15名が育児休業を取得し、取得率は22%でした。

企業からひとこと

弊社では「従業員を大切にすること」という考え方のもと、従業員が楽しく安心して仕事ができるような働きやすい職場環境作りに取り組んでいます。この度、その取り組みが認められ大変うれしく思います。今後も従業員が働きやすい職場環境作りに務めて参ります。



プラチナくるみん認定通知書交付式の様子

一般事業主行動計画の取組、くるみん・プラチナくるみん認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室 (tel 087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館 2F

香川労働局 ホームページ <http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>